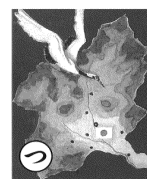




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年4月23日(火) 第9693号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
<b>公 告</b>	
○開発工事の完了(建築課)	2
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	2
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	3
○個人演説会等の施設の指定取消し	4
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	4
○同	7
○監査結果に基づく措置状況	11
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(広報課)	15
○同	15
○同(市町村課)	15
○同(情報政策課)	16
○同(教育委員会管理課)	16
○同(教育委員会生涯学習課)	17

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延 長メートル
県道	高崎渋川線	北群馬郡吉岡町大字小倉字蟹沢213番の2地先から渋川市行幸田字天神下63番の1地先まで	前	24.8～141.3	2456.8
			後	24.8～40.6	2456.8

## ■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成31年4月23日

群馬県知事 大 澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上飯島343	東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野弘
2	邑楽郡板倉町大字除川字口伝1201-10	邑楽郡板倉町大字除川1179番地の1 島田和男

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

平成31年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松 本 修 平

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,704
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 304,396
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,795
甘楽郡	6,639
吾妻郡	15,913
利根郡	9,735
佐波郡	10,114
邑楽郡	27,588
前橋市	93,527
高崎市	103,562
桐生市	32,115
伊勢崎市	56,030
太田市	59,114
沼田市	13,647
館林市	21,009
渋川市	22,285
藤岡市・多野郡	19,500
富岡市	13,750
安中市	16,683
みどり市	14,055

◎群馬県選挙管理委員会告示第34号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成31年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

表1の項中「羽附町1741番地」を「赤生田町2267番1」に改める。

## ◎群馬県選挙管理委員会告示第35号

高崎市選挙管理委員会は、次の施設について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した。

平成31年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	指定取消年月日
勤労青少年ホーム	高崎市並榎町123番地	体育館	150人	669㎡	平成31年3月1日

## ■ 監査委員公告

## ◎監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年4月23日

群馬県監査委員 丸山幸男  
同 林章  
同 萩原涉  
同 水野俊雄

## 群馬県職員措置請求監査結果

## 第1 請求人

群馬県安中市野殿980番地

小川賢

## 第2 請求書の提出

平成31年2月22日

## 第3 請求の内容

## 1 請求の要旨

県道高崎渋川線バイパス（仲原交差点～新蟹沢大橋付近）の中央分離帯部に使用された一部の建設資材から、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「土対法」という。）で定める基準値を超える「鉛」及び「砒素」が検出された。

本来、JIS規格などルールに適合していなければならない材料を使用すべきところ、ルール不適合の有害物質を持ち込んだ工事施工事業者や、有害物質を排出したA社、そしてA社から有害物質を受け取り、工事施工業者に供給したB社は、いずれも公共事業の資材として不適切と知りつつ有害物質を公道にばら撒いた責任は重い。県は、土壤分析調査及び現場立入防止対策を実施したが、原因者に対しこれらの費用を請求し、公金からの支出を取り戻さなければならない。

よって、監査委員は、県土木に対して、不当に支出された上記の公金計1,747,800円を一刻も早く

回収せしめるよう勧告されたい。

2 事実証明書（各事実証明書の表題は、措置請求書等における請求人の記載をそのまま使用した。ただし、陳述実施時に請求人から追加提出された資料は、表題の記載がないため、当監査委員において表題を記載し、事実証明書8及び9として付番した。）

- (1) 事実証明書1 土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の実施箇所
- (2) 事実証明書2 保護路肩部の建設資材の環境調査結果
- (3) 事実証明書3 2018年2月2日付の濃度計量証明書
- (4) 事実証明書4 2018年11月16日付の公文書開示請求書
- (5) 事実証明書5 2018年11月30日付の公文書部分開示決定通知書／公文書不存在決定通知書
- (6) 事実証明書6 2018年8月1日付の業務委託変更契約書
- (7) 事実証明書7 2018年7月27日付の見積書
- (8) 事実証明書8 2017年4月19日付のA社宛て公開質問状ほか
- (9) 事実証明書9 2019年2月18日付の公文書非開示決定の取消しについて（通知）ほか

#### 第4 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成31年2月27日に受理を決定した。

#### 第5 監査の実施

##### 1 監査対象事項

本件措置請求に係る措置請求書及び事実証明書の記載を総合し、監査対象事項は次のとおりとした。

県道高崎渋川線バイパスの中央分離帯部に使用された一部の建設資材から検出された有害物質の撤去に当たり措置に要した費用の回収について

##### 2 監査対象機関

県土整備部建設企画課（以下「建設企画課」という。）

県土整備部高崎土木事務所（以下「高崎土木事務所」という。）

##### 3 請求人の陳述及び証拠提出

平成31年3月12日、地自法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から新たな証拠として事実証明書8及び9の追加提出があった。

##### 4 監査対象機関の対応

平成31年3月14日、監査対象機関に対するヒアリングを実施し、同日以後関係書類の調査等を行ったところ、以下のとおりであった。

(1) 「ルール不適合の有害物質（以下「有害物質」という。）を持ち込んだ工事施工事業者や、有害物質を工事施工事業者に供給したB社は、いずれも公共事業の資材として不適切と知りつつ有害物質を公道にばら撒いたこと」について

当時（平成23年度）の工事記録が、文書保存期間（5年）を満了し廃棄されているため、建設資材の材料を特定することができない。また、施工業者（C社及びD社。以下「本件施工業者」という。）であっても、見た目が通常の碎石と変わらず、誤って使用してしまったほどで、県としても、一部の建設資材に有害物質が含まれていることに気がつかなかった。

(2) 「土壌分析調査費用や現場立入防止対策費用（以下「土壌分析調査等費用」という。）」について

県が土壌分析調査等費用を支出したことは事実である。

(3) 「不当に支出された上記の公金計1,747,800円」について

## ア 支出までの経緯

- 平成30年2月 7日 請求人が建設企画課に対し、採取した試料から有害物質（土対法で定める基準値を超える鉛及び砒素）が検出されたことを示す分析結果を提出
- 6月14日 上記分析結果の透明性を確保するため、高崎土木事務所自らが土壌分析調査を発注
- 7月 5日 上記土壌分析調査の速報値の段階で土壌溶出量調査の結果が環境基準を超過していることが判明したことにより、今後の対応方針を検討するため、高崎土木事務所が土壌分析調査の工期を2箇月延長
- 7月27日 建設企画課が県ホームページにより、一部の建設資材から有害物質（土対法で定める基準値を超える鉛及び砒素）が検出されたとする土壌分析調査の結果及び今後の対応を公表
- 高崎土木事務所が現場立入防止対策工事を発注、即日完成
- 高崎土木事務所が本件施工業者に対し、群馬県建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第41条第1項及び第2項の規定に基づき、工事目的物の瑕疵修補請求に係る通知を発出
- 8月 6日 高崎土木事務所が本件施工業者から上記瑕疵修補請求に応じる旨の回答書を受
- 8月21日 本件施工業者が有害物質撤去に係る工事に着手
- 9月28日 本件施工業者による有害物質撤去工事が完了
- 10月12日 高崎土木事務所が本件施工業者に対し、土壌分析調査等費用を損害賠償請求
- 10月17日 高崎土木事務所がC社から損害賠償請求額を回収
- 10月18日 高崎土木事務所が土壌分析調査費用を支払
- 10月19日 高崎土木事務所がD社から損害賠償請求額を回収
- 10月31日 高崎土木事務所が現場立入防止対策費用を支払

## イ 支出の不当性

土壌分析調査については、調査結果の透明性を確保する必要があった。また、現場立入防止対策については、速やかに中央分離帯部への立入禁止措置を講じる必要があった。よって、県が発注し、費用を支出したことは正当である。

## (4) 支出額について

支出額は、請求人が主張する公金1,747,800円ではなく1,765,800円であり、その差異18,000円は、現場立入防止対策費用が税込み価格ではなかったことによるものである。

## 5 回収措置

## (1) 回収の根拠法令について

土壌分析調査等費用については、契約約款第41条を根拠とし、本件施工業者の瑕疵担保責任に基づき損害の賠償を請求することとした。

## (2) 回収について

損害額を工事延長で按分し、平成30年10月12日付けで本件施工業者に対して工事目的物の瑕疵に係る損害賠償の請求を行い、C社から平成30年10月17日に、D社から平成30年10月19日に、合計1,765,800円を全額回収した。

## 第6 監査委員の判断

## 1 結論

群馬県知事は、監査対象事項である費用の請求を適正に行い、及び既に回収していることから、請求人の主張する財産の管理を怠る事実は存在していないと認められるため、これを棄却する。

## 2 判断の理由

請求人は、群馬県知事が有害物質を搬入した施工業者等に対して土壌分析調査等費用の回収の措置を講じないことは財産の管理を怠る事実に該当するとして、施工業者等から回収するよう群馬県知事に監査委員が勧告するよう求めているものと解される。

当該財産の管理を怠る事实在認められるためには、県が土壌分析調査等費用を支出し、及び施工業者等から土壌分析調査等費用を回収していない状態であればならない。

これを本件についてみるに、県は、有害物質を特定し、その後の対応方針を検討するために土壌分析調査を実施し、及び現地における安全確保のために現場立入防止対策を講じたものであり、これらの業務に対して公費を支出したのである。また、土壌分析調査等費用については、契約約款第41条第1項及び第2項の規定により、既に県が本件施工業者に請求し、及び本件施工業者から回収され、県の歳入となっていることが確認されたことから、請求人の主張する県の損害は補填されており、財産の管理を怠る事実は存在していない。

以上

## ◎監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年4月23日

群馬県監査委員 丸山幸男  
同 林章  
同 萩原涉  
同 水野俊雄

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査対象機関 地域機関等55機関
- 4 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 5 機関別監査結果
  - (1) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

勢多農林高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
榛名高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生女子高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。



太田東高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 (平成31年2月22日)	(注意事項) 所得税法第183条第1項において、給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等についての所得税を徴収し、徴収した日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないとされている。 当該機関は、平成30年6月29日及び同年12月10日に非常勤講師7名に対し、県立学校等非常勤講師取扱規程第17条第1項の規定に基づく報酬の増額支給を行い、その支払の際に所得税及び復興特別所得税として、それぞれ42,113円及び45,920円を源泉徴収したが、それぞれの納付期限が同年7月10日及び平成31年1月10日であったにもかかわらず、事務監査日(平成31年2月22日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。
太田フレックス高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
万場高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下仁田高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻中央高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

板倉高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
聾学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	(注意事項) 県立学校非常勤職員の休暇等取扱要領(以下「要領」という。)第5条第1項各号に掲げる休業、休暇等は無給とするとされている。 当該機関は、非常勤嘱託職員に要領第5条第1項第8号に掲げる介護休暇の申請を受け、平成30年7月26日から同年8月17日までの間に合計5日の休暇を承認したが、無給としていなかった。
桐生特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (平成31年3月5日)	(注意事項) 県立学校非常勤職員の休暇等取扱要領(以下「要領」という。)第5条第1項各号に掲げる休業、休暇等は無給とするとされている。 当該機関は、非常勤嘱託職員から要領第5条第1項第5号に掲げる子の看護休暇の申請を受け、平成31年2月1日から同月5日までの間に合計3日の休暇を承認したが、無給としていなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成31年3月5日)

## ◎監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年4月23日

群馬県監査委員 丸山 幸男  
同 林 章  
同 萩原 渉  
同 水野 俊雄

監査対象機関	衛生環境研究所
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日（群馬県報第9677号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県財務規則第190条第1項の規定により、物品を購入する場合、予定価格が10万円以上の契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされ、群馬県財務規則運用通知（平成12年3月31日会第28号）により、一度で結ぶべき契約を数回に分けて同項第1号の規定を適用させることのないようにすることとされている。</p> <p>当該機関は、物品の購入に当たり、同一日に同一の者を相手方とする「物品購入等回議書」を複数回、起案したが、予定価格の合計額が130,140円であり、計画的に発注を行っていれば、3人以上の者から見積書を徴するなどして、経費を削減することができた可能性があった。</p>
講じた措置	再発防止のため、財務規則等の周知徹底を行うとともに、複数の職員による確認を徹底し、チェック体制を強化することとした。

監査対象機関	こころの健康センター
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日（群馬県報第9677号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（指摘事項）</p> <p>当該機関は、非常勤嘱託職員に係る健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料に関する手続について、次のとおり適正を欠くものがあった。</p> <p>(1) 健康保険法第48条及び同法施行規則第27条並びに厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第19条の5において、適用事業所の事業主は、被保険者の賞与額に関する事項を、賞与を支払った日から5日以内に保険者及び厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年6月29日に支給した非常勤嘱託職員の期末手当相当額に関する事項について、支払った日から5日以内に届け出なかったため、支給時に控除した健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料の保険料額の決定がなされず、同年9月30日まで歳計外現金に204,972円の残金が生じていた。</p> <p>(2) 健康保険法第36条及び厚生年金保険法第14条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日に、被保険者は資格を喪失するとされており、健康保険法第48条及び同法施行規則第29条並びに厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第22条により、事業主が被保険者の資格の喪失に関する事項を保険者及び厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。</p>

	<p>当該機関は、平成30年6月30日に退職した非常勤嘱託職員について、資格喪失日を同年7月1日とすべきところを、誤って同年6月30日と届け出たため、6月分報酬及び期末手当相当額の支給時に控除した健康保険料及び厚生年金保険料の保険料額の決定がなされず、事務監査日(同年11月28日)現在において、歳計外現金に42,315円の残金を生じさせ、結果として、当該非常勤嘱託職員の健康保険等の加入期間に係る更正手続が必要となった。</p>
講じた措置	<p>非常勤嘱託職員の期末手当相当額に係る届出及び歳計外現金の払出し手続については、事務監査日現在には完了していたが、今後は、期限までに当該届出を提出するよう徹底するとともに、複数の職員で確認を行うこととした。</p> <p>非常勤嘱託職員の資格喪失届については、事務監査終了後、速やかに所管年金事務所にて更正手続を行い、歳計外現金残額の払出し手続を平成31年1月4日に完了させた。</p> <p>今後は、今回と同様の事例が再び発生しないよう該当の法律や手続について再確認するとともに、複数の職員で確認を行うなど、事務処理を改善することとした。</p>

監査対象機関	林業試験場
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>健康保険法第48条及び同法施行規則第24条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から5日以内に保険者等に届け出なければならないとされている。また、厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第15条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から5日以内に厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年5月21日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者となる臨時雇用者1名を雇用したが、事務監査日(同年10月31日)現在において、資格の取得に関する事項を届け出ないまま賃金から被保険者負担分の保険料を控除しており、歳計外現金に49,648円の残金が生じていた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年9月26日に資金前渡された負担金15,340円及び手数料600円について、事務監査日(同年10月31日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。</p>
講じた措置	<p>未届けとなっていた被保険者の資格の取得に関する事項については、所管年金事務所にて平成31年1月22日に届け出た。また、歳計外現金の残金については、払出し手続を平成31年2月21日に行った。</p> <p>今後は、再発防止のため、健康保険及び厚生年金保険に係る関係法令等の確認を徹底し、適正な事務を遂行するとともに、複数の職員による確認を徹底することで、チェック体制の強化を図ることとした。</p> <p>前渡金の精算については、再発防止に向けて、複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、今回と同様の事例が発生しないよう事務処理を改善することとした。</p>

監査対象機関	群馬産業技術センター
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>当該機関は、平成30年6月18日付けで契約締結した特殊業務従事者健康診断業務委託について、複数の項目を設定する複数単価契約とし、各項目ごとに予定単価を設定していたが、複数の項目において、予定単価を上回る見積単価をもって契約して</p>

	いた。 また、見積依頼通知に予定数量や契約相手方の決定要件などを記載していなかった。
講じた措置	関係法令及び規則等の遵守を徹底し、同様の事態が発生しないよう契約事務の基本手続について、所属内で再度周知確認を行うとともに、複数職員による確認などチェック体制を強化し、再発防止を図ることとした。

監査対象機関	渋川行政県税事務所
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監査の結果	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、平成30年6月8日に資金前渡された負担金7,500円について、事務監査日(同年11月29日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。
講じた措置	精算を行っていなかった前渡金については、事務監査後速やかに群馬県財務規則に基づき精算を行った。 今後は、再発防止に向けて複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	藤岡行政県税事務所
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監査の結果	(注意事項) 契約に当たっては、地方自治法第234条第3項で「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」とあり、群馬県財務規則運用通知(規則第169条関係)では、「予定価格は、収入の原因となる契約にあっては、契約しうる最低の限度額を意味する。」とある。 当該機関は、平成30年5月18日付けで古紙等資源物売買契約(複数単価契約)を締結し、古紙等資源物を定期的に業者に売り払い、その代金を雑入として受け入れているが、4項目ある契約単価の全てが予定価格を下回っていた。
講じた措置	契約事務における予定価格の作成及び価格決定を含む契約の締結について、複数の職員による確認を再度徹底するなど、あらためてチェック体制の強化を図ることで、適正な事務処理を確保し、再発を防止することとした。

監査対象機関	沼田警察署
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監査の結果	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第15条第1項において、地域機関等の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例に基づく講習手数料に係る平成30年9月分の証紙消印実績報告書を作成する際、30,650円とすべきところを誤って68,650円とし、本部会計課長に提出した。
講じた措置	正しい証紙消印実績額との差額38,000円については平成30年11月分の報

	告において、減額訂正した証紙消印実績報告書を作成し、本部会計課長に提出した。 再発防止に向けて、証紙消印実績簿と証紙消印実績報告書について複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。
--	--

監査対象機関	公益財団法人群馬県児童健全育成事業団
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号)監査公表第4号
監査の結果	(注意事項) 当該団体は、指定管理者として、ぐんまこどもの国児童会館の管理及び運営に関する基本協定書第5条の規定に基づき管理及び運営の業務等を行い、清掃業務については、専門の事業者にて委託をしている。 業務の委託に関しては、群馬県児童健全育成事業団会計規程第43条の規定により、予定価格が50万円以上の場合、3人以上を指名しての競争入札によらなければならないこととされており、同規程第44条第1項第1号の規定により、予定価格が20万円以上(工事並びに修繕にあつては30万円)の随意契約をしようとするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。また、同規程第54条の規定により、この規程に定めるもののほか、会計及び財務の手続きに関し必要な事項は、群馬県財務規則を準用することとされている。 当該団体は、清掃業務委託契約に係る指名競争入札において、第2回目入札の応札者が一者で不調となったため、競争入札手続をやり直すか、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行すべきところ、当該応札者と第2回目の入札価格をもって随意契約を締結したため、結果として、契約金額は競争入札に付するときに定めた予定価格を超えていた。
講じた措置	再発防止に向けて、当該団体は、会計事務担当者を含む職員が適正な会計事務の執行に必要な知識を習得するために、職員に平成31年2月8日に開催された県主催の会計事務に関する研修を受講させた。今後も職員に対して必要に応じて同様の研修を受講させるとともに、会計事務について、複数の職員による確認を行うなどチェック機能の強化を図ることとした。 県としても、当該団体が関係法令等を遵守し、適正な会計事務を執行していくよう指導することとした。

監査対象機関	ぐんま昆虫の森
監査結果の公表年月日	平成31年3月26日(群馬県報第9685号)監査公表第7号
監査の結果	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、平成30年5月16日に資金前渡された負担金7,500円について、事務監査日(平成31年1月22日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。
講じた措置	精算を行っていなかった前渡金については、事務監査日の翌日に、精算処理を行った。 今後、財務会計システムの操作方法に十分留意するとともに、複数の職員による確認等、所属内でのチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成31年4月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県政広報紙「ぐんま広報」及び「群馬県議会だより」の新聞折込配布委託業務 1回につき634,000部を12回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部広報課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 群馬連合新聞折込株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番地24
- 5 落札金額 65,374,276円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成31年2月12日

次のとおり落札者を決定した。

平成31年4月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県政広報紙「ぐんま広報」及び「群馬県議会だより」の製作・発行委託業務  
「ぐんま広報」 1回につき656,500部 12回発行  
「群馬県議会だより」 1回につき657,100部 4回発行
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部広報課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社桐生タイムス社 群馬県桐生市東四丁目5番21号
- 5 落札金額 32,218,214円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成31年2月12日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部市町村課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
  - 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
  - 5 随意契約に係る契約金額 57,778,692円
  - 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当
- 

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県企画部情報政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
  - 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月25日
  - 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
  - 5 随意契約に係る契約金額 70,446,200円
  - 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当
- 

次のとおり落札者を決定した。

平成31年4月23日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校基本ソフトウェアライセンス 5,050名（ライセンス数は、教育対象ユーザーカウントによる。）
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
  - 3 落札者を決定した日 平成31年3月15日
  - 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番8号
  - 5 落札金額 31,300,398円
  - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 7 入札公告をした日 平成31年2月1日
-



次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月23日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 「はばたけ!ぐんまの子どもたち」の制作及び放送 1回につき30分間を平成31年10月3日から平成32年3月26日まで24回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会生涯学習課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 群馬テレビ株式会社 群馬県前橋市上小出町三丁目38番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額 63,038,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---